

現場技術業務委託共通仕様書

現場技術業務委託共通仕様書目次

総 則(第1条～第6条)

整備書類(第7条)

現場技術業務(第8条～第20条)

現場技術業務共通仕様書

第1章 総 則

(適用範囲)

- 第1条 この共通仕様書は、石川県が行う現場技術業務（以下「業務」という。）に適用する。
- 2 特殊な検査、試験等については、別に定める仕様書によるものとする。
 - 3 委託業務内容説明書（現場説明書及び現場説明に対する質問解答書を含む。）及び特記仕様書に記載された事項は、この仕様書に優先する。

(用語の定義)

- 第2条 共通仕様書に使用する用語の定義は、次の各号に定めるところによる。
- 一 「発注者」とは、支出負担行為担当者をいう。
 - 二 「受注者」とは、業務の実施に関し、発注者と委託契約を締結した個人若しくは会社その他の法人をいう。
 - 三 「調査職員」とは、契約図書に定められた範囲内において管理技術者等に対する指示、承諾又は協議の職務等を行う者で、業務委託契約約款第9条に規定する者をいう。
 - 四 「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び総括を行う者で、業務委託契約約款第10条の規定に基づき、受注者が定めた者をいう。
 - 五 「現場技術者」とは、受注者が業務を履行するために使用している者（管理技術者を除く。）をいう。
 - 六 「指示」とは、調査職員が受注者に対し、業務遂行上必要な事項について、書面をもって示し、実施させることをいう。
 - 七 「承諾」とは、受注者が調査職員に対し、書面で申し出た業務の遂行上必要な事項について、調査職員が書面により業務上の行為に同意することをいう。
 - 八 「協議」とは、書面により契約図書の協議事項については、発注者と受注者が対等の立場で合議し、結論を得ることをいう。
 - 九 「報告」とは、受注者が調査職員に対し、業務の遂行に係る事項について、書面をもって知らせることをいう。
 - 十 「提出」とは、受注者が調査職員に対し、業務に係る事項について、書面又は、その他の資料を説明、差し出すことをいう。
 - 十一 「書面」とは、手書き、印刷等の伝達物をいい、発行年月日を記載し、署名又は、捺印したものを有効とする。緊急を要する場合は、テレックス、電信及びファクシミリにより伝達できるものとするが、後日有効な書面と差し換えるものとする。
 - 十二 「打合せ」とは、現場技術業務を適正かつ円滑に実施するために管理技術者等と調査職員が面談により、業務の方針及び条件等の質疑を正すことをいう。

(一般的留意事項)

- 第3条 管理技術者は、第8条から第20条で示された業務の適正な履行を確保するため、現場技術員が行う業務に係る次の諸事項が適切に行われるように現場技術員を、指揮監督しなければならない。

- 一 請負工事に関して工事請負者、又は外部からの通知、又は報告を受けた場合には、速やかに調査職員にその内容を正確に伝えること。
 - 二 調査職員の指示によって工事請負者又は外部への連絡、又は通知を行う場合には、その内容を相手に正確に伝えること。
 - 三 請負工事の契約書、設計図書及び石川県土木工事等共通仕様書等の内容を十分に理解し、厳正に実施するとともに、現場の状況について精通しておくこと。
 - 四 発注者から貸与を受けた図書及び物品について、善良なる管理を行うこと。
 - 五 調査職員の指示があれば、発注者が工事請負者から受理する図書又は、工事請負者に提示し、若しくは指示する図書の整理を適切に行うこと。
- 2 管理技術者は、別途特記仕様書に定めるところにより調査職員と協議又は打合せを行うものとし、その結果について書面により記録し相互に確認しなければならない。
 - 3 現場技術員は、監理技術者のもとに第8条から第20条のうち調査職員から示された業務を適正に実施するものとし、工事請負者に対する指示（調査職員から現場技術員を通じて行う場合は除く。）承諾を行ってはならない。

(委託業務実施計画書)

第3条 受注者は、委託業務実施計画書を作成し、調査職員に提出するものとする。

(業務履行状況の点検)

第5条 現場技術員は、別に定める様式により現場業務日誌を作成し調査職員に提出しなければならない。

(業務完了届の添付書類)

第6条 受注者は、業務委託契約書第31条第1項の業務完了届には第2章に規定する整備書類を添付するものとする。

第2章 整備書類

(実務実施報告書)

第7条 受注者は、次に掲げる事項を記入した業務実施報告書を作成し、調査職員に月毎にとりまとめて提出するものとする。

- 一 実施した業務の内容。
- 二 その他必要事項。

第3章 現場技術業務

(設 計)

第8条 受注者は、調査職員の指示により工事積算に必要な現場条件等の調査及び図面、その他の資料の作成を行い、その結果を調査職員に報告しなければならない。

(審 査)

第9条 受注者は、調査職員の指示により、工事請負者から提出された書類（計画書、報告書、データ、図面等）を審査し、その結果を調査職員に報告しなければならない。

(立会・観察)

第10条 受注者は、調査職員の指示により、完成後、外面から明視することができない工事又は施工の進行過程を記録写真等の書類的な方法では、その状況を把握することが十分でない工事等について、現場に立会い、観察し、設計図書に適合しない場合又は、工事請負者が工

事契約の目的を達成するために当然施工しなければならないもので、施工されていない場合には、その結果を調査職員に報告するものとする。

(検 測)

第11条 受注者は、調査職員の指示により、請負工事の施工について設計図書に示す所定の品質及び適正な出来形を確保するため現地で検測を行い、その結果は、遅滞なく調査職員に報告しなければならない。

(工程管理)

第12条 受注者は、調査職員の指示により、請負工事の進捗状況を把握し、工事が遅延する恐れがあれば、遅滞なく調査職員に報告しなければならない。

(施工管理)

第13条 受注者は、調査職員の指示により、工事請負者が仕様書で定められた施工管理を確実に履行しているか確認し、その結果を調査職員に報告しなければならない。

(設計図書等の現地の不一致等)

第14条 受注者は、業務中に各号に掲げる事項又はこれに類する事項につき工事請負者から通知を受けたときは、遅滞なく調査職員に報告しなければならない。

一 設計図書と工事現場の状態が一致しないこと。

二 設計図書等の表示が明確でないこと(図面と仕様書が交互符合しないこと及び設計図書等に誤謬又は脱漏があることを含む。)

三 工事現場の地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書等に示された施工条件が実際と相違すること。

四 設計図書等で明示されていない施工条件について予期することができない特別の状態が生じた場合。

五 工事を一時中止し、又は打ち切る必要があると認められる場合。

(検査の立会)

第15条 受注者は、発注者及び調査職員が行う請負工事に関する検査に立会い、求められる説明に応じなければならない。

(事故報告)

第16条 受注者は、業務中に事故が発生した場合は、速やかにその状況を調査職員に報告しなければならない。

(工事現場発生品)

第17条 受注者は、請負工事の施工によって生じた現場発生品について、調査職員の指示により工事請負者の提出する調書を照査して調査職員に報告しなければならない。

(工事請負者に対する支給品等)

第18条 受注者は、発注者が工事請負者に対して支給し、又は貸与する物品について、調査職員の指示により、その都度受領書または借用書を工事請負者から徴収して、調査職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておかななくてはならない。

2 受注者は、工事請負者から発注者に貸与品の返還が合った場合に調査職員の指示により、その都度、工事請負者から返還書を徴して、調査職員に提出するとともに、その物品の状況を明らかにしておかなければならない。

(設計変更等に関する図書)

第19条 受注者は、調査職員の指示により、設計変更、工事完成検査又は既済部分検査等に必

要な測量、測定又は資料等の作成をしなければならない。

(協議等に関する資料)

第20条 受注者は、調査職員の指示により、地元又は関係機関等との協議等に必要な測量、調査又は資料等の作成をしなければならない。

2 受注者は、調査職員の指示により、調査職員が前項の協議等を行う際、随行しなければならない。